

財務省告示第七十四号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成十七年二月十七日に買入消却した国債
 の名称等を別表のとおり告示する。
 平成十七年三月七日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

合計	利付国庫債券 （二十年）	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	利付国庫債券 （十年）	国債の名称	記号	額面金額の 総額	額面金額の 買入価格 百円当た
	第七回	第二百十回	第二百十回	第二百十回	第二百八回	第二百七回	第二百七回	第二百四回	第二百四回	第二百四回	第二百三回	第二百三回			
三千三億円	五億円	九十七億円	二十億円	二百億円	五億円	百十五億円	六十億円	二十五億円	八百八十六億	一億円	千五百八十九億				
	百十六円四十八銭六厘	百六円十三銭八厘	百六円十三銭三厘	百六円十二銭九厘	百二円八十七銭八厘	百二円九銭六厘	百二円九銭二厘	百四円四十六銭一厘	百四円四十五銭八厘	百四円四十五銭四厘	百五円十二銭七厘				